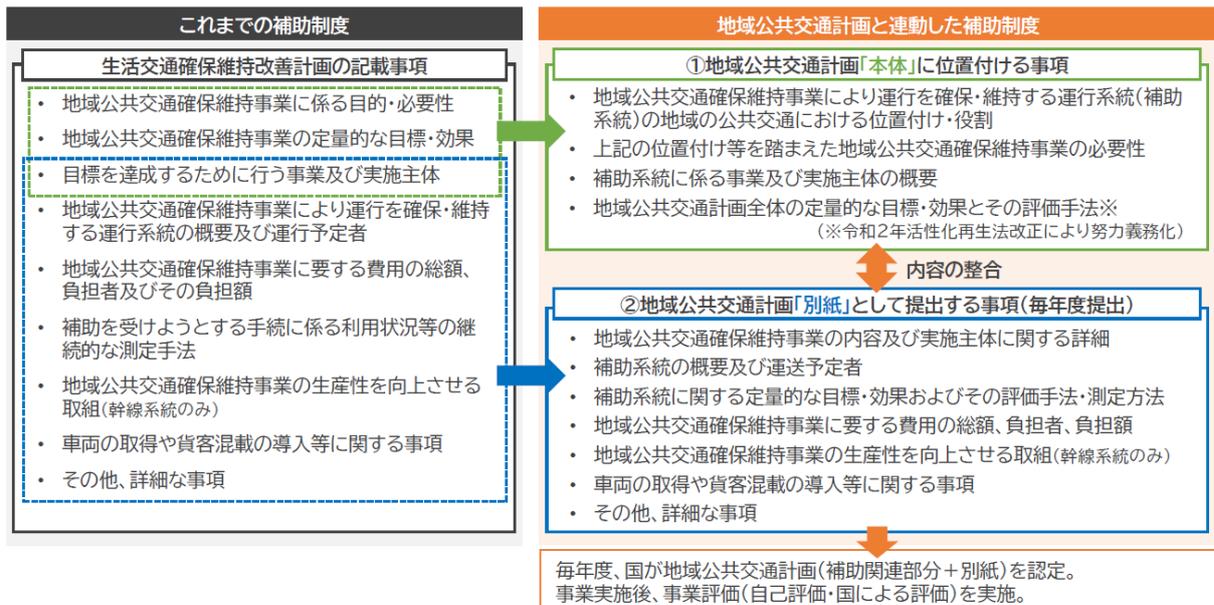


地域公共交通確保維持事業に係る令和7年度運行分の認定申請について

1 地域公共交通計画と地域公共交通確保維持事業補助金の関係について

R2.11「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正

→地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けの補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）が行われた



抜粋地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット(国土交通省)

2 地域間幹線系統補助・車両購入に係る補助について

添付資料のとおり

3 補助対象者

乗合バス事業者（防長交通(株)、中国ジェイアールバス(株)）

4 補助対象となる系統

事業者名	運行系統
防長交通(株)	防府駅前～新南陽駅前～徳山駅前
防長交通(株)	堀～中山～防府駅前
防長交通(株)	堀～和字～防府駅前
中国ジェイアールバス(株)	山口駅～昭和町・ゆめタウン山口～防府駅
中国ジェイアールバス(株)	防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～中尾口
中国ジェイアールバス(株)	防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～山口大学

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



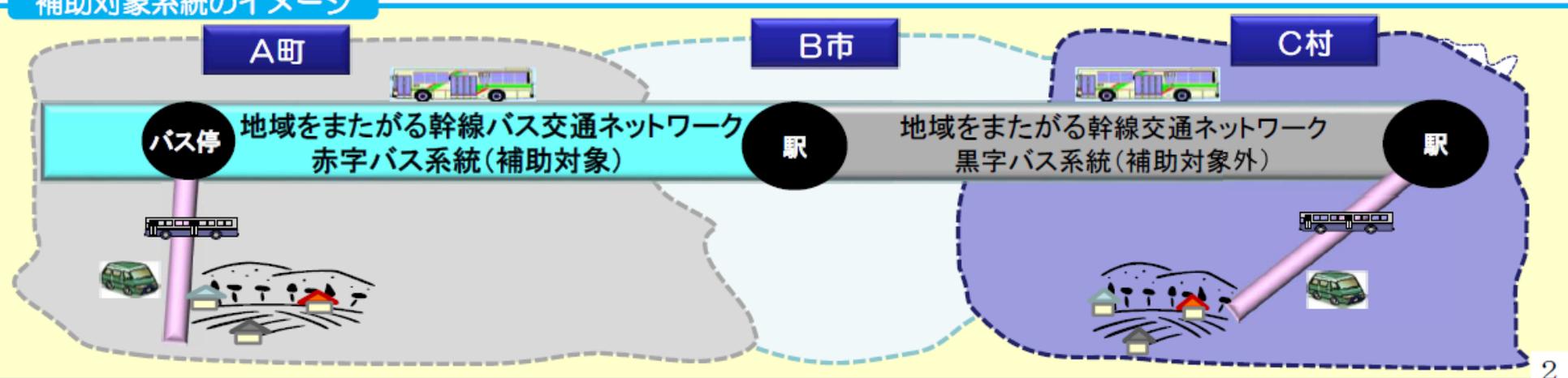
＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ）
－
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

- 補助率
1/2
- 主な補助要件
都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統であり（※1）、
・一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること
・複数市町村にまたがる系統であること（平成13年3月31日時点で判定）
・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
・輸送量が15人～150人／日と見込まれること
※ 1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）
※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和（一定期間）
・経常赤字が見込まれること

※1: 令和6年度までは経過措置により、令和2年度以前の生活交通確保維持改善計画等による申請も可能。

補助対象系統のイメージ



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度まではバス事業者も対象

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

※令和6年度までは協議会を構成する市町村も対象

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び

当該購入に係る金融費用の合計額

(地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続計画に位置付けられた系統については、車両購入費の一括補助も可)

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額

- ① ノンステップ型車両：1,500万円
- ② ワンステップ型車両：1,300万円
- ③ 小型車両：1,200万円
- ④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率

1/2

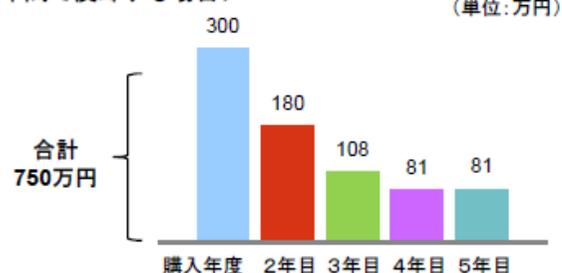
○ 主な補助要件

- ・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの
- ・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象システムの運行の用に供するもの
- ・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの
 - ① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)
 - ③ 小型車両(①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)
- ・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象システムの運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準(座席ベルト、ABS等の設置)に適合した定員11人以上の車両

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法(残存価額×0.4)を用いて5年間で償却する場合>

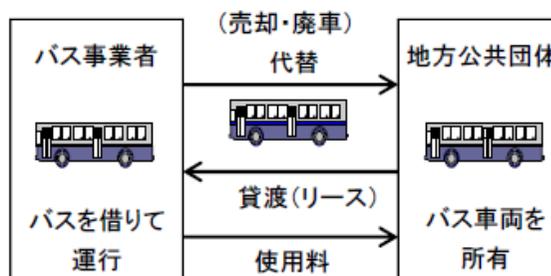


車両購入に係る減価償却費・金融費用を5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、年2.5%が上限

公有民営補助

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



協議会で、老朽車両の代替を含む「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円